二　発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

イ　定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。

［ロ・ハ　略］

［三～十四　略］

（届出書の提出部数）

第百三十七条　法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第百三十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

三　第九十五条第三項の届出書

［四～六　略］

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
［略］	［略］	
二　変更の工事		
（一）　［略］	［略］	
（二）　発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの		
1　原子炉本体	1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの ［(1)・(2)　略］ (3)　燃料体	1　［略］ 2　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、次に掲げるもの (1)　［略］

二　［同上］

イ　施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

［ロ・ハ　同上］

［三～十四　同上］

（届出書等の提出部数）

第百三十七条　法第四十三条の三の八第三項及び法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第百三十八条　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第百三十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

三　第九十五条第二項の届出書

［四～六　同上］

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
［同上］	［同上］	
二　［同上］		
（一）　［同上］	［同上］	
（二）　［同上］		
1　［同上］	1　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ ［加える。］	1　［同上］ 2　［同上］ (1)　［同上］